

## [事案 2020-144] 転換契約無効等請求

・令和3年4月20日 裁定終了

### <事案の概要>

契約時、うつ病で判断能力が低下状態であったこと等を理由に、転換の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成9年8月に契約した定期保険（死亡保険金6,500万円）を転換して令和元年8月に契約した定期保険（死亡保険金2,500万円）について、以下の理由により、転換を取り消して転換前契約を復旧し、あわせて、転換前の保険金額の水準を維持したまま、新たな転換契約を成立させてほしい。

- (1) 転換手続に先立つ平成29年1月に、保険会社職員から、転換制度を利用できない旨の誤説明を受けた。
- (2) 転換手続に際して、募集人から受けた提案は、保険金2,500万円とする案の一種類のみで、他の選択肢を提示されなかった。
- (3) 1度も使ったことのないiPadによる手続であった。
- (4) 転換手続時、募集人から不利益事項の説明がなかった。
- (5) 転換手続当時、自分はいづ病により判断能力が低下した状態だった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成29年1月に、当社職員による転換に関する誤説明はなかった。
- (2) 保険金額2,500万円の提案以外にも6,500万円の提案書を提示し、口頭で保険金額の変更は可能と説明した。
- (3) 手続は、営業端末パソコンで実施したが、操作方法を伝えながら、申立人が所定の欄に入力して、最後に署名をいただいた。
- (4) 設計書および「ご契約のしおり・注意喚起情報」の冊子を渡し、不利益事項は、読み上げて説明して、その後、署名をいただいた。
- (5) 当時、申立人は経営判断が求められる代表取締役として通常通り業務を行っており、うつ病を発症された旨の申出もなく、言動・外観からもうつ病に罹患され判断能力が低下されているような様子ではなかった。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換手続時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人代理人ならびに募集人および募集・転換手続時に同席した営業課長に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、転換を取り消して転換前契約を復旧し、あわせて、転換前の保険金額の水準を維持したまま、新たな転換契約を成立させることを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。